

## 山口きらら博記念公園の指定管理者公募に関する質問と回答

| NO. | 質 問   | 回 答   |
|-----|---|---|
| 1   | <p><b>【広告収入について】</b><br/>           施設内に広告を設置し、協賛企業からの広告収入を事業者の収入とすることができますか。</p>   | <p>協賛企業からの広告収入を事業者の収入とすることは可能です。</p> <p>ただし、本公園は「山口県屋外広告物条例」により屋外広告物の表示・掲出ができない“禁止地域”に指定されています。</p> <p>このため、以下の条件を全て満たす広告物については、原則、設置ができません。</p> <p>(1) 常時又は一定の期間継続して表示されるもの。</p> <p>(2) 屋外で表示されるもの。</p> <p>(3) 公衆に表示されるもの。</p> <p>(4) 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。</p> <p>例えば、屋内施設で掲出・表示される広告物は、上記(2)に該当しないため、掲出が可能です。</p> |
| 2   | <p><b>【ネーミングライツの取り扱いについて】</b><br/>           公園施設のネーミングライツについて、指定管理者への優先交渉権はありますか。<br/>           その場合、ネーミングライツの金額はどのように設定されますか。</p>                          | <p>山口県「ネーミングライツ導入ガイドライン」の基本的な考え方において、公募により選定することとしています。ついては、指定管理者を理由とした優先交渉権はありません。</p>   |
| 3   | <p><b>【自主事業について】</b><br/>           自主企画提案について、設置管理制度によらず、県で整備予定とされている施設内の一部を使用させていただく（行政財産使用料について負担する）ことは可能ですか。<br/>           その場合、単価の例示が可能であればお示しください。</p> | <p>可能です。</p> <p>県で整備を予定している施設につきましては、現時点で、建物の評価額や建築面積等が決まっていないため、単価をお示しすることができません。</p>  |
| 4   | <p><b>【指定期間について】</b><br/>           募集要項 P1 (1) 指定期間<br/>           指定期間は5年又は10年のいずれかという理解でよろしいでしょうか。</p>   | <p>指定期間は最大10年間としておりますので、6～9年間での応募も可能です。</p>   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 5 | <p><b>【指定管理料について】</b><br/> 募集要項 P3 (指定管理料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理料上限額は令和7年度502,800,000円、令和8年度以降の各年度576,800,000円とありますが、あくまで各年度毎の上限額であり、残り年度分の合計として考える事は出来ないという理解でよろしいでしょうか。</li> </ul> <p>例) 令和8年度～令和11年度までの<br/> 576,800,000×4年分=2,307,200,000円とし年度によっては576,800,000円/年額を超える提案となることは出来ないということか</p> | お見込みのとおりです。  |
| 6 | <p><b>【光熱費の補填について】</b><br/> 募集要項 P3 5 管理に要する経費等<br/> (1) エ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気代などの高騰に伴う指定管理料の不足分などについての協議において、過去に指定管理者に対し補填などという形での指定管理料の追加などがあれば年度別の実績をご教示ください。</li> </ul>  | <p>過去の光熱費補填実績は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度：27,400,000円</li> <li>令和5年度：29,601,000円</li> </ul> |
| 7 | <p><b>【備品について】</b><br/> 業務仕様書 P11 (5) 備品管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の備品として登録する基準額などがありましたらご教示ください。</li> </ul>   | 備品登録に係る基準額はありません。  |
| 8 | <p><b>【施設賠償責任保険について】</b><br/> 業務仕様書 P11 (6) 施設賠償責任保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の指定管理者が加入している保険内容をご教示ください。</li> </ul>  | 現指定管理者には、仕様書に記載の補償額と同額の保険に加入いただいております。   |
| 9 | <p><b>【災害時・緊急時の対応について】</b><br/> 業務仕様書 P12 (10) 災害時・緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山口県地域防災計画において、臨時ヘリポート及び陸上輸送基地として位置づけられておりますが、直近5年間での使用実績がありましたら使用期間・使用状況等をご教示ください。また、北駐車場のヘリポート利用についても同様にご教示ください。</li> <li>協力対応にあたって増加する人件費及び水光熱費等は協議対象となるのでしょうか。</li> </ul>  | <p>直近5年間の使用実績はありません。</p> <p>なお、仕様書P13 役割分担表で指定管理者の役割としている業務（電話・窓口対応、自主避難希望者への誘導対応）に係る費用は、原則、指定管理者の負担となります。</p>             |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 10 | <p><b>【設置済みの自動販売機について】</b><br/>         業務仕様書 P13 (11) 自動販売機の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の自動販売機の設置箇所と設置ベンダー及び台数をご教示ください。</li> </ul>   | <p>自動販売機設置箇所及び台数については、別紙「自動販売機設置箇所等」のとおりです。</p> <p>設置ベンダーについては、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社伊藤園</li> <li>キリンホールディングス株式会社</li> <li>大塚製薬株式会社</li> <li>日本コカ・コーラ株式会社</li> <li>タリーズコーヒージャパン株式会社</li> </ul>  |
| 11 | <p><b>【危機管理マニュアルについて】</b><br/>         業務仕様書 P13 (12) 管理運営業務のマニュアル化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の「山口きらら博記念公園危機管理マニュアル」をご教示ください。</li> </ul>   | <p>別紙「山口きらら博記念公園危機管理マニュアル」のとおりです。</p>  |
| 12 | <p><b>【利益の還元について】</b><br/>         業務仕様書 P18 12 指定管理者の利益に関する取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近5年で当該ルールに従い、県へ還元した実績があれば還元額や算出方法などをご教示ください。</li> </ul>  | <p>直近5年間で実績はありません。</p>   |
| 13 | <p><b>【利用調整業務について】</b><br/>         仕様書 P5「オ 利用調整業務 (ア)」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「県または県が主体となった実行委員会等が主催する大規模な大会等については優先的に使用できるよう利用調整を行うこと」とありますが「大規模な大会等」の具体的な基準とその際の受付開始日及び現時点での予約状況を教えてください。</li> <li>また、指定管理者が企画する自主事業イベントについても優先的に利用調整することは可能でしょうか。</li> </ul> | <p>仕様書内に具体的な基準はありませんが、来場者が1,000人以上見込まれる大会を「大規模な大会」と定義いたします。</p> <p>大会ごとに県等から事前に実施日の調整をさせていただきますので、受付に関しては、個別のケースごとにご対応をお願いします。</p> <p>現時点での予約状況については、毎年2月にドームで実施する県庁駅伝大会が既に予約されております。</p> <p>※ プールについては、毎年年度末に山口県水泳連盟から使用予定表が提出されますので、事前に1年間の大会実施日を予約いただきますようお願いいたします。</p> <p>自主事業イベントについては、優先的に利用調整することは可能です。</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 14 | <p><b>【特記事項について】</b><br/> 業務仕様書 P6「ク その他(ア)」について<br/> ・特記事項の変更は可能でしょうか。</p>   | <p>変更内容次第になりますので、事前に県と協議をお願いいたします。</p>  |
| 15 | <p><b>【施設修繕について】</b><br/> 業務仕様書 P10「ウ 施設修繕(イ)」について<br/> ・現時点で未実施の修繕内容と修繕予定日を教えてください。</p>  | <p>安全上又は管理運営上、直ちに修繕が必要な場合は、県と指定管理者との協議の上、速やかに対応しています。</p>   |
| 16 | <p><b>【施設修繕について】</b><br/> 業務仕様書 P10「ウ 施設修繕(エ)c)」について<br/> ・現時点で未実施の修繕内容と修繕予定日を教えてください。</p>  | <p>現時点、管理運営に大きく支障が生じるような大規模工事・修繕の見込みはありません。</p>   |
| 17 | <p><b>【施設修繕について】</b><br/> 業務仕様書 P10「ウ 施設修繕(キ)」について<br/> ・最新の修繕計画書をご開示ください。</p>  | <p>現時点において具体的計画が提示可能な状況ではないため、非開示とさせていただきます。<br/> なお、管理運営に大きく支障が生じるような大規模工事・修繕計画の実施予定はありません。</p>                                  |
| 18 | <p><b>【支出項目について】</b><br/> 資料 8-1「山口きらら博記念公園管理実績表」について<br/> ・支出項目「⑨その他諸経費」にある「一般管理費」の内訳を教えてください。</p>   | <p>一部、指定管理者のノウハウ等が含まれますので、詳細な金額内訳について、お答えすることは出来かねますが、現指定管理者においては、本公園の管理業務を本部人材および専用システム等を併用することで対応しており、その費用を一般管理費として計上しています。</p> |
| 19 | <p><b>【ホームページについて】</b><br/> 業務仕様書 P4 (ウ) 広報業務<br/> ・現在の HP に使用されているドメインは引き継げるのでしょうか。<br/> 引き継ぐことが出来ない場合は新しく作成した HP へのリダイレクトの設定はしていただけますか。<br/> ・現在の HP 及び SNS は山口県が作成されているのでしょうか。それとも県指定管理者が作成しているのでしょうか。ご教示ください。</p> | <p>別途回答いたします。</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 20 | <p><b>【管理運営体制について】</b><br/> 業務仕様書 P15 8 管理運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のシフト表をご教示ください。</li> <li>・統括責任者、副統括責任者、管理課、企画運営課、プール課、維持管理担当の業務種別ごとのシフト表があればご教示ください。</li> </ul>                  | 別紙「シフト表」のとおりです。  |
| 21 | <p><b>【管理運営体制について】</b><br/> 業務仕様書 P16 (4) 職員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のセクションごとの職員配置と主な業務内容をご教示ください。</li> </ul>  | 仕様書「資料6 管理運営体制」のとおりです。   |
| 22 | <p><b>【システムについて】</b><br/> その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、施設の予約・利用許可などの管理に関して、何らかのシステム導入はありますか。また、あるのであれば既存システムの引継ぎは可能なのでしょうか。</li> <li>・システムの所有者は山口県、指定管理者またはリース品のいずれかになりますか。</li> </ul> | <p>施設の予約等については、大部分が電話や利用者の来園により対応しておりますが、一部自主事業の予約については、現指定管理者のシステムを導入しております。</p> <p>現行システムは、所有者が指定管理者になりますので、引継ぎはできません。</p> |
| 23 | <p><b>【リースについて】</b><br/> その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が変更になった後にも継続が必要なリースなどがあればその内容と年間の契約金額をご教示ください。</li> </ul>  | 継続を必須とするリース契約はありません。   |
| 24 | <p><b>【自主事業について】</b><br/> 資料9 自主事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が変更後にも継続実施が望ましい自主事業があればご教示ください。</li> </ul>   | 山口県水泳連盟と指定管理者が共催している「Kirara Cup」は令和7年度以降も継続実施の希望があります。   |
| 25 | <p><b>【設置管理許可について】</b><br/> 資料12 山口きらら博記念公園における設置管理許可一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山口きらら博記念公園における設置管理許可は山口県と直接の契約という理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>  | お見込みのとおりです。  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 26 | <p><b>【新規施設について】</b></p> <p>資料 15. 資料 16. 資料 17 アーバンスポーツパーク、体験学習施設、ドッグランについて、応募者からの自主事業としての提案があった時は県が設計・工事段階で指定管理者と協議の上で当該施設を設置し、指定管理者が独立採算にて管理運営を行う事となるが、応募者からの提案がなくとも県による設置が行われ、指定管理者が管理運営を行うという理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込みのとおりです。  |
| 27 | <p><b>【指定管理料増額分について】</b></p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の公募では前回と比較して大幅な指定管理料の増額が実施されているとお見受けいたします。前回から今回の指定管理料増額の積算根拠（概算の内訳）をご教示ください。</li> </ul>  | <p>指定管理料の増額内容については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度増額分(65,000千円)<br/>→フラワーガーデン維持管理経費</li> <li>・令和8年度以降増額分(139,000千円)<br/>→フラワーガーデン、アーバンスポーツパーク、ドッグラン、体験学習施設に係る維持管理経費</li> </ul> |
| 28 | <p><b>【施設修繕について】</b></p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で決定している次年度以降の大型修繕の実施計画があれば場所と内容をご教示ください。</li> <li>・現時点で不具合があるが修繕対応できていない案件があればご教示ください。</li> </ul>                                    | 現時点、管理運営に大きく支障が生じるような大規模工事・修繕の見込みはありません。   |
| 29 | <p><b>【継続雇用について】</b></p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が変更となった場合、現在勤務されている職員の方々の雇用確保を推進するため、ご本人の希望を伺ったうえで、継続雇用の案内を進めることは可能でしょうか。</li> </ul>   | 可能です。  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 30 | <p><b>【クレームについて】</b><br/>その他<br/>過去5年間の利用者からの声（クレームを含む）はどのような物がありますか。ご教示ください。</p>   | <p>通常業務におけるクレームはほとんどありませんが、過去、大型イベント実施の際に、参加者からのイベント会場等に関する問い合わせや周辺道路の渋滞等に関するクレームがありません。</p>  |
| 31 | <p><b>【警備業務について】</b><br/>仕様書 D-1 夜間警備業務 4 警備方法<br/>・「警備方法は常駐警備と機械警備の併用又はいずれか」とありますが、現在の警備方法の詳細をご教示ください。<br/>・現在、常駐の警備担当員がいる場合は常駐している時間及びポスト数をご教示ください。</p>                           | <p>ドームは、常駐警備及び機械警備で対応しております。<br/>プールは、機械警備のみで対応しております。<br/>常駐の警備担当員の勤務時間は22時～8時となっております。<br/>またポスト数は1名～2名で対応しております。</p>                                     |
| 32 | <p><b>【指定期間について】</b><br/>募集要項 P1 第1 事業内容に関する事項 (2) 指定期間<br/>収益施設の提案において、施設整備の関係で令和7年4月1日に供用開始が間に合わない場合、指定期間の延長（10年以上）について協議頂けますか。（例：指定期間2年目より宿泊施設をオープン（許可期間10年）した場合、指定期間1年延長など）</p> | <p>指定期間は最長で10年間としておりますので、お尋ねの例の場合は、設置管理許可期間を9年間として対応することとなります。</p>  |
| 33 | <p><b>【光熱費補填について】</b><br/>募集要項 P3 5 管理に要する経費等 (1) -エ<br/>電気代等の通常の物価変動によるものをを超える部分との表記について、「通常の物価変動」に関しては何か具体的に基準にしている指数等がありますか。<br/>これまでに、協議により補填がされた実績がありましたらご教示ください。</p>          | <p>県から示している指数等はありませんが、補填額の算定に当たっては、過去5年間の使用量・支払額の実績等を基に算出しております。<br/>なお、補填実績については、以下のとおりです。<br/>・令和4年度：27,400,000円<br/>・令和5年度：29,601,000円<br/>※ No.6と同様</p> |
| 34 | <p><b>【指定管理料増額分について】</b><br/>募集要項 P3 5 管理に要する経費等 (2) -ア<br/>指定管理料の上限額が前回公募時より増額になっているとお見受けしますが、どのような理由で増額になっているのかご教示ください。また、仕様の増加に伴うものがありましたらご教示ください。</p>                           | <p>No.27のとおりです。</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 35 | <p><b>【指定管理料増額分について】</b><br/> 募集要項 P3 5 管理に要する経費等<br/> (2) -ア<br/> 令和7年度の指定管理料上限額が、令和8年度以降より低い理由をご教示ください。</p>   | <p>フラワーガーデンについては、最低年2回の植え替えを想定しておりますが、今年度末に植え込みを実施するため、令和7年度(植え替え1回)は令和8年度以降(植え替え2回)と比べ、指定管理料が低くなっております。</p> |
| 36 | <p><b>【利益の還元について】</b><br/> 募集要項 P3 5 管理に要する経費等<br/> (2) -ウ<br/> 昨年度までに過大な利益となり還元となった場合があれば、その利益額や還元額をご教示下さい。</p>  | <p>No.12 のとおり実績はありません。</p>   |
| 37 | <p><b>【応募書類の記載方法について】</b><br/> 募集要項 P10 3 応募手続き (5) -イ<br/> 第3号様式の1(事業計画書)<br/> 応募者の主たる事務所の所在地は、代表企業の所在地を記載するという理解でよろしいでしょうか。</p>                       | <p>お見込みのとおりです。</p>   |
| 38 | <p><b>【応募書類の記載方法について】</b><br/> 募集要項 P10 3 応募手続き (5) -イ<br/> 第3号様式の1(事業計画書)<br/> 資料添付可の項目で、資料を添付する場合は、各該当項目の末尾に添付してよろしいでしょうか。</p>                        | <p>添付資料については、事業計画書の末尾にまとめて添付いただきますようお願いいたします。</p>  |
| 39 | <p><b>【応募書類の記載方法について】</b><br/> 募集要項 P10 3 応募手続き (5) -イ<br/> 第3号様式の3(事業提案書)<br/> 1提案につき制限枚数5枚という認識でよろしいでしょうか。機能向上に資する事業提案が複数ある場合に制限枚数を超えることは可能でしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。提案が複数ある場合は、1提案あたり5枚の範囲内で添付が可能です。</p>   |



|    |   |   |
|----|---|---|
| 40 | <p><b>【応募書類の記載方法について】</b><br/> 募集要項 P10 3 応募手続き (5) -イ<br/> 第9号様式 (誓約書)</p> <p>共同体の場合は、構成団体の連名により押印すること。とありますが、共同体結成届出書を作成のうえ、代表企業による押印でもよろしいでしょうか。</p> | <p>誓約書においても、共同体すべての押印をお願いいたします。</p>   |
| 41 | <p><b>【採点について】</b><br/> 募集要項 P14 4 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定 (1) -ウ</p> <p>審査基準、配点について、指定管理料提案額に対する配点基準となる計算式などがありましたらご教示ください。</p>                            | <p>採点の項目・考え方については、募集要項でお示ししているとおります。</p> <p>各項目の詳細な採点基準につきましては、公表しておりませんので、非開示とさせていただきます。</p>   |
| 42 | <p><b>【自主事業について】</b><br/> 業務仕様書 P4 5 指定管理者が行う業務 エ- (ア)</p> <p>指定管理者が自ら行う自主事業に係る施設使用料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(例：テニス教室を実施する際のテニスコート使用料など)</p>       | <p>募集要項5 管理に要する経費等の中で、「(3) 経理及び管理口座 <u>指定管理者の業務に係る経費及び収入</u>は、他の業務に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理してください。」としております。</p> <p>また、仕様書5 <u>指定管理者が行う業務及び業務の基準</u>の中で、「エ 利用促進業務 (ア) 啓発業務スポーツ教室や文化活動教室等の<u>自主事業の企画及び開催を行うこと</u>。」としております。</p> <p>有料施設の利用を伴う自主事業に関しては、施設利用料(歳出)と施設収入(歳入)が同額となるため、指定管理者の負担はありませんが、上述のとおり、年間事業報告の際は、歳出・歳入それぞれに計上をお願いいたします。</p> |
| 43 | <p><b>【イベント実施状況について】</b><br/> 業務仕様書 P4 5 指定管理者が行う業務 エ- (イ)</p> <p>1,000人以上の来場者が見込まれるイベントを積極的に誘致・開催すること。とありますが、過去に行われた1000人以上のイベント実績をご教示ください。</p>        | <p>別紙「令和5年度 大規模イベント実績」のとおりです。</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 44 | <p><b>【月の海について】</b><br/> 業務仕様書 P5 5 指定管理者が行う業務 キ月の海運営業業務</p> <p>資料 11「月の海運営マニュアル」には監視員の人数等の記載がありませんでしたが、基準などがありますか。また現管理者は何名程度の監視にて運営していましたか。</p>   | <p>基準はありませんが、現指定管理者においては、1名～2名で対応しておりますので、同様の対応をお願いいたします。</p>  |
| 45 | <p><b>【災害時・緊急時の対応について】</b><br/> 業務仕様書 P13 5 指定管理者が行う業務 (10) 災害時・緊急時の対応</p> <p>自主避難希望者への対応（自主避難者に向けた指定避難所への誘導等）は指定管理者の役割となっておりますが、24時間体制や営業時間外の対応などで過大に発生した費用の協議は可能でしょうか。</p> <p>また、発生頻度について過去の実績をご教示ください。</p> | <p>No.9のとおりです。</p>   |
| 46 | <p><b>【自動販売機の設置について】</b><br/> 業務仕様書 P13 5 指定管理者が行う業務 (11) 自動販売機等の設置</p> <p>現在の指定管理者が設置している自動販売機の台数及び収入実績をご教示ください。また、自動販売機等の設置に係る行政財産使用料の算定基準は設置管理許可に伴う使用料（314.820円/㎡・年）と考えてよろしいですか。</p>                       | <p>自動販売機の台数については、No.10のとおりです（別紙参照）。</p> <p>収入実績については、現指定管理者のノウハウ及び第三者（ベンダーメーカー）に関するものになりますので、非開示とさせていただきます。</p> <p>行政財産使用料については、施設外（屋外）に設置するものは「314.820円/㎡・年」となりますが、施設内に設置するものについては、上述の金額に1㎡当たりの施設評価額等が加算されます。</p> |
| 47 | <p><b>【広告収入について】</b><br/> 業務仕様書 P13 5 指定管理者が行う業務 (11) 自動販売機等の設置</p> <p>広告収入については指定管理者の対象外という理解でよろしいでしょうか。指定管理者が自主事業として新たに掲出用の画架等を設置して広告収入を得ることは可能ですか。</p>   | <p>県が実施する企業広告については、指定管理対象外となります。</p> <p>指定管理者が新たに掲出用の画架等を設置して広告収入を得ることは可能です。</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 48 | <p><b>【提案事業について】</b><br/> 業務仕様書 P14 6 公園の機能向上に資する取組み</p> <p>収益施設のゾーニングについて、区分に囚われることなく提案することが可能との記載がありますが、既存建物内（例えば、多目的ドームの管理棟の一部）等を活用した提案も認められますか。</p>   | <p>既存建物を活用した提案も可能です。</p>   |
| 49 | <p><b>【提案事業について】</b><br/> 業務仕様書 P14 6 公園の機能向上に資する取組み</p> <p>収益施設として季節に応じた期間限定で運営するような施設の提案も認められますか。</p>   | <p>季節限定の提案も可能です。</p>   |
| 50 | <p><b>【ネーミングライツについて】</b><br/> 業務仕様書 P20 13 その他留意事項 (7) ネーミングライツ</p> <p>公園施設に愛称が付与された場合は、指定管理者の負担により施設ホームページ等の表示変更を行うとありますが、看板やサイン変更などは県で実施され、ホームページや印刷物など軽微なものを指定管理者が実施するという理解でよろしいでしょうか。</p>           | <p>お見込みのとおりです。<br/> ※看板等の変更はネーミングライツパートナーにより実施します。</p>               |
| 51 | <p><b>【収入実績について】</b><br/> 資料 8-1 山口きらら博記念公園管理実績</p> <p><b>【収入項目】</b>①有料公園施設使用許可関連収入の金額と、各年度の収入状況の合計額に相違がありますが、主にどのような収入が相違の原因でしょうか。</p> <p>(例：①有料公園施設使用許可関連収入 R5 66,882,630 円、収入状況 R5 60,651,660 円)</p> | <p>有料公園施設使用許可関連収入には、自主事業における収入が含まれているため、収入実績と相違が生じております。</p>         |
| 52 | <p><b>【燃料費について】</b><br/> 資料 8-1 山口きらら博記念公園管理実績</p> <p><b>【支出項目】</b>燃料費-ガスと灯油は何に利用されているかご教示ください。</p>   | <p>ガスについては、主に園内のシャワーで使用しています。</p> <p>灯油については、主にプールの水温調整で使用しています。</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 53 | <p><b>【支出実績について】</b><br/>資料 8-1 山口きらら博記念公園管理実績</p> <p><b>【支出項目】</b> 業務委託費が大きく変動している理由をご教示ください。</p>  | <p>指定管理当初に公園運営等に関するノウハウを得るため、民間事業者と業務委託契約を締結していたため、指定管理初期の業務委託費が大きくなっています。</p>   |
| 54 | <p><b>【リース契約について】</b><br/>資料 8-1 山口きらら博記念公園管理実績</p> <p><b>【支出項目】</b> リース料および家賃等の内訳をご教示ください。特に、現指定管理者がリースで設置しており、指定管理者変更に伴いなくなるものがありましたらご教示ください。</p> | <p>リースについては、パソコン、プリンター、複合機を契約しております。</p> <p>家賃については、職員の家賃負担の一部を計上しております。</p> <p>パソコン、プリンター、複合機については、指定管理者変更に伴い解約となります。</p> |
| 55 | <p><b>【支出実績について】</b><br/>資料 8-1 山口きらら博記念公園管理実績</p> <p><b>【支出項目】</b> 自主事業経費には施設使用料は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。</p>                                       | <p>No.42 のとおり、現指定管理者においては、自主事業に係る施設使用料を歳出・歳入に計上しております。</p>   |
| 56 | <p><b>【支出実績について】</b><br/>資料 8-1 山口きらら博記念公園管理実績</p> <p><b>【支出項目】</b> 租税公課の内訳をご教示ください。</p>  | <p>消費税、印紙代を計上しております。</p>   |
| 57 | <p><b>【リスク分担表について】</b><br/>別表リスク分担表</p> <p>管理運営の中断リスクについて、不可抗力によるものは県のリスクとなっていますが、感染症や災害などによる中断等によって発生する収入の減少や支出の増加も含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p>        | <p>お見込みのとおりです。</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 58 | <p><b>【新型コロナウイルス感染症に係る対応について】</b></p> <p>令和元年度から令和5年度まででコロナや施設の改修を含む、休館の実績があれば、休館期間とそれに対する利用料等について県からの補填についての基準があればご教示ください。</p> | <p>令和元年度から令和5年度までで、施設改修を理由とした休館実績はありません。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とした休館（利用中止）実績については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月2日～令和2年5月31日<br/>→プール内トレーニングルームの利用中止</li> <li>・令和2年3月2日～令和2年5月24日<br/>→25mプールの利用中止</li> <li>・令和2年4月14日～令和2年5月24日<br/>→トレーニングルーム、25mプール以外の全貸出施設の利用中止</li> <li>・令和3年8月25日～令和3年9月26日<br/>→貸出施設の新規予約受付の中止</li> <li>・令和4年2月1日～令和4年2月20日<br/>→貸出施設の新規予約受付の中止</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染症影響前の利用実績と当該年度の利用実績を比較し、補填を行いました。</p> |
| 59 | <p><b>【BMX 場について】</b></p> <p>実証実験で使用されたミニ BMX ダートコースは現在も運営されていますか。また今後の活用の想定などがあればご教示ください。</p>                                  | <p>現在、運営はしておりません。令和7年度以降の活用予定についても、現時点ではありません。</p>   |